



包括支援センターだより

地域包括支援センターはどんなところ？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように支援を行う総合相談機関です。

相談は、電話・来所・訪問などでお受けします。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

身近にあるカフェのように気軽にお茶を飲みながら、認知症について同じ悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、ゆっくり語らうことができる憩いの場です。お気軽にお立ち寄りください。

地区	村上 「かたるんカフェ」	朝日 「スマイルカフェ」	神林 「まつかぜカフェ」
とき	5月24日(水) 午後1時30分～3時30分	5月14日(日) 午後1時30分～3時30分	5月14日(日) 午後1時30分～3時
ところ	マナボーテ村上2階 喫茶ルーム	グループホーム ふるさと	グループホーム まつかぜ
参加費	100円	無料	100円
対象者	ご本人・ご家族・認知症に関心のある人など		
申し込み	事前申し込みは必要ありません。出入りも自由です。直接会場にお越しください。		



悩み事、心配事などなんでも相談してください



田中地域包括支援センター長

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365)
または各支所地域振興課地域福祉室

人権啓発シリーズ ⑦

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



障害者差別解消法を知る

(正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)

平成28年4月から始まったこの法律では、障がいのある人に「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。今回はこのことについて理解を深めましょう。

「不当な差別的取り扱い」とは

- ・保護者や介護者が一緒にいないことや、車いすを利用していることを理由に、飲食店への入店を拒む。
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。 など

「合理的配慮の提供」とは

- ・段差がある場所で、車いす利用者に対して補助をする。
- ・聴覚に障がいのある人には筆談を行ったり、視覚に障がいのある人には点字資料や音訳データを用意する。 など

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関や市役所など	してはならない	法的義務 しなければならない
民間事業者		努力義務 するように努める

障がいのある人もない人も、共に暮らしやすい社会を目指しましょう。

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線281)